

# 兵庫県公報

平成22年10月27日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第38号）

平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、現行の規定に定める算定方法に準じて別に条例で定めるところにより算定した額を支給することとした。

## 条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第38号

#### 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

39 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、第25条第2項から第8項まで、第26条第2項から第4項まで並びに附則第31項及び第32項の規定に定める算定方法に準じて別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

36 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、第28条第2項から第6項まで、第29条第2項から第4項まで及び附則第29項の規定に定める算定方法に準じて別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例）

17 平成22年12月に支給する期末手当については、第3条第4項及び第5項並びに附則第12項及び第14項の規定に定める算定方法に準じて別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例）

9 平成22年12月に支給する期末手当については、第4条第2項及び第3項の規定に定める算定方法に準じて別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。